

## 第12章 準備書に対する経済産業大臣の勧告

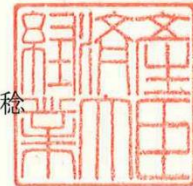
「電気事業法」(昭和39年法律第170号)第46条の14第1項の規定に基づく環境影響評価準備書についての経済産業大臣の勧告(令和4年11月14日 20220224 保第8号)は、次のとおりである。

# 経済産業省

20220224保第8号  
令和4年11月14日

二枚田風力合同会社  
代表社員 日本風力エネルギー株式会社  
職務執行者 ホアン・マス・ヴァロー 殿

経済産業大臣 西村 康稔



二枚田風力合同会社「(仮称)国見風力発電事業環境影響評価準備書」  
に対する勧告について

令和4年2月24日付けで届出のあった「(仮称)国見風力発電事業環境影響評価準備書」について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の14第1項の規定に基づき審査した結果、環境影響評価について下記のとおり勧告する。

また、同条第4項の規定に基づき、福井県知事からの意見の写しを送付するので、環境影響評価の実施に当たっては、これを勘案されたい。

## 記

届出のあった準備書を基に事業特性及び地域特性の把握を行った上で環境影響評価法第20条第1項の規定に基づく福井県知事の意見を勘案し、電気事業法第46条の12の規定に基づく意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配意するとともに、電気事業法第46条の14第2項の規定に基づく環境大臣の意見を聴き審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施されたい。

(別紙)

## 1. 総論

### (1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、既に地域住民等を構成員とした協議会（以下「地域協議会」という。）を設置し地域住民への連絡体制を構築しているところであるが、地域協議会を活用する等、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

### (2) 事業計画の見直しについて

ア クマタカの営巣及び繁殖に係る影響や、風力発電設備への衝突及び移動の阻害による影響を回避又は極力低減するため、評価書の作成までに、2. 各論の(2)鳥類に対する影響 ア、イ、ウの結果や専門家等の助言を踏まえ、本準備書の予測及び評価結果から、特に影響が懸念される WT9 の風力発電設備については、設置の取りやめや配置の変更を含む環境保全措置の検討を、WT9 以外の風力発電設備については、必要に応じて、配置の変更の検討等の環境保全措置の検討をそれぞれ行うこと。

イ アの環境保全措置及び専門家等の助言を踏まえ、風力発電設備の基数、配置の変更等の事業計画の見直しを行う場合には、評価書においてその考え方を正確に分かりやすく記載するとともに、事業計画の見直しの結果に応じて、騒音、風車の影その他の環境影響評価項目について予測及び評価を再度実施し、環境保全措置を検討・実施すること。

### (3) 工事計画の見直しについて

本事業の工事計画は、既存道路を最大限活用することで道路の拡幅等による変更区域を低減するものとなっている。一方で、WT5 の風力発電設備及び工事用・管理用道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の設置に当たっては、既存道路が近接する位置に設置されているにもかかわらず、新たに道路を設置する計画とされており、その結果として、土工量が大きく、大規模な土地の改変を伴うものとなっている。

このため、WT5 の風力発電設備等の設置については、近接する既存道路を極力活用し、土工量及び土地の改変を最小限に抑えたものとする。また、風力発電設備等の配置、設置高、線形等の見直しや擁壁工等の構造物の活用等の観点から、工事計画の見直しを行うこと。なお、変更区域の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずること。

#### (4) 事後調査等について

- ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。
- ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

#### (5) 累積的な影響について

- ア 対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続中等であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図るため、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。
- イ 他の事業との累積的な影響に係る事後調査及び環境監視の結果について、地域協議会を活用する等、他の事業者へ可能な限り情報を共有すること。

## 2. 各論

### (1) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果が、事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を複数地点において超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減する観点から、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、風車の影による生活環境への影響が生じるおそれのある住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施するとともに、環境監視を適切に実施すること。これらの結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

### (2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの複数のペアによる営巣及び繁殖やサシバ等の渡りの飛

翔が確認されている。

しかしながら、クマタカについては、対象事業実施区域及びその周辺で確認されている6ペアのうち、営巣地が確認されていない3ペアについて営巣中心域を推定していない。特に、対象事業実施区域の北側に生息する2ペアについては、営巣中心域が推定されていないにもかかわらず、高利用域においてWT3、WT4及びWT5の風力発電設備を設置する計画としている。

また、対象事業実施区域の東側に営巣地が確認されているクマタカのペアについては、希少猛禽類についての定点観察において、WT9、WT10及びWT11の風力発電設備の西側の視野が確保されていないこと等から、飛翔を十分に把握しているとは言い難い。加えて、当該クマタカのペアの営巣地が近く、営巣中心域の外縁付近であってクマタカの飛翔が高い頻度で確認されている位置に、WT9の風力発電設備を設置する計画としている。

さらに、クマタカの高利用域のうち採餌環境の好適性指数が高いと推定される区域において、風力発電設備を設置する計画としている。

このため、本事業の実施による重要な鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 営巣地が確認されていないクマタカのペアについて、営巣地確認調査を再度実施した上で、その結果及び専門家等からの助言を踏まえて、営巣中心域を推定すること。

イ 対象事業実施区域の東側に営巣地が確認されているクマタカのペアについては、繁殖状況及び行動状況を可能な限り把握した上で、専門家等からの助言を踏まえて、営巣中心域等の解析を再度実施すること。

ウ クマタカのペアごとに、専門家等の助言を踏まえ、高利用域及び高利用域内の好適採食地等の解析等を再度実施し、高利用域内好適採食地の改変を回避又は極力低減するとともに、営巣地と高利用域内好適採食地の間の主要な飛翔ルート上の風力発電設備の設置を極力回避すること。

エ 対象事業実施区域及びその周辺において、クマタカの営巣が複数確認されていることから、風力発電設備等の工事を実施する際には、専門家等の助言を踏まえ、工事時期、工事期間及び繁殖期の工事内容に係る環境保全措置を適切に実施すること。

オ 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、以下の事後調査を適切に実施し、事後調査の結果、営巣及び繁殖の放棄、衝突や移動の阻害等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

(ア) 稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施する

こと。

(イ) 工事中及び稼働後のクマタカの繁殖状況及び行動状況に係る事後調査を適切に実施すること。

(ウ) サシバ等の渡り鳥の移動経路に係る事後調査を適切に実施すること。

カ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

### (3) 水環境に対する影響

近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、雨水排水対策（沈砂池など）について、評価書までにその考え方を記載すること。また、沈砂池周辺の定期的ならびに強雨時の環境監視を行うこと。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。